

障害者総合支援法について

高知県医療ソーシャルワーカー協会 説明資料

令和4年6月25日（土）

高知市障がい福祉課 地域生活支援室

本日の内容

- 1 障害福祉施策の流れ
- 2 障害者総合支援法について
- 3 障害児者を対象としたサービス
- 4 障害児を対象としたサービス
- 5 高知市の相談支援体制
- 6 サービス利用までの流れ

ほか 資料編

1 障害福祉施策の流れ

○措置制度

- ・行政庁が利用できるサービスを指示・決定
- ・最低限度の生活の保障，保護の意味合いが強く
- ・利用者が選択できる余地がなかった

○平成15年～支援費制度

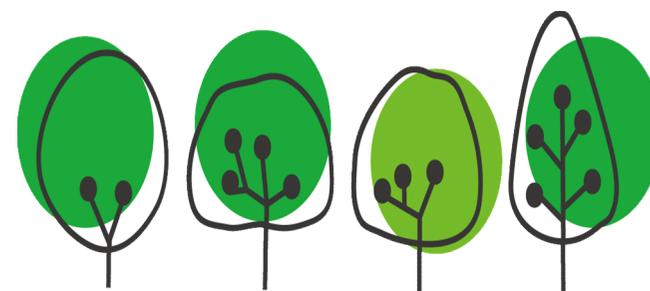
- ・身体・知的という障害種別ごとに分かりにくい
- ・サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ・費用負担の財源を確保することが困難

○平成18年～障害者自立支援法

- ・障害種別ごとに縦割りにされていた制度の見直し
- ・就労支援の強化
- ・障害程度区分導入による基準の明確化（現在の障害支援区分）

○平成25年～障害者総合支援法（障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

- ・障害者（児）を権利の主体として位置付けた基本理念を定める
- ・制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおす
- ・難病を対象とする



2 障害者総合支援法について

障害者自立支援法を改正する形で創設。

よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じ。

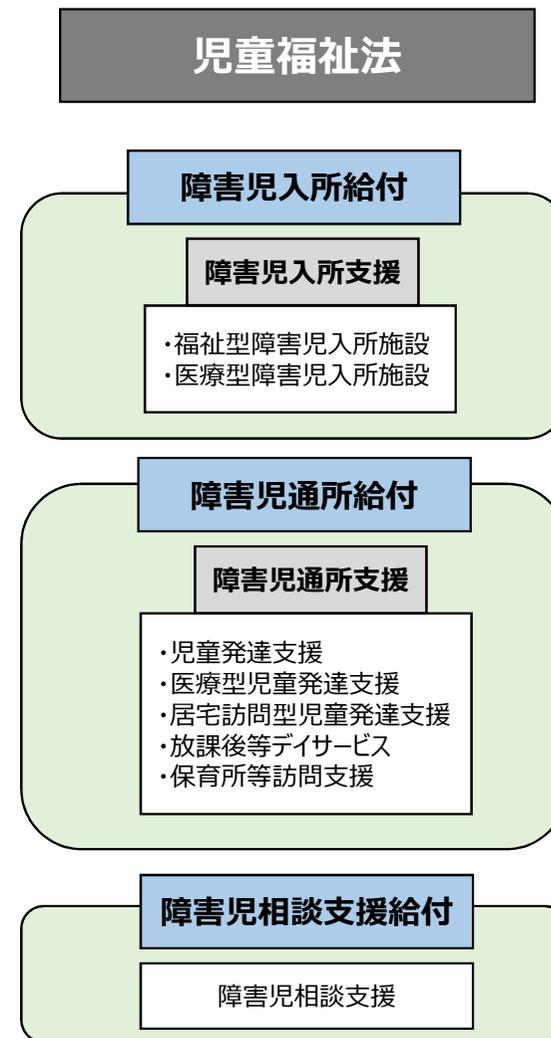
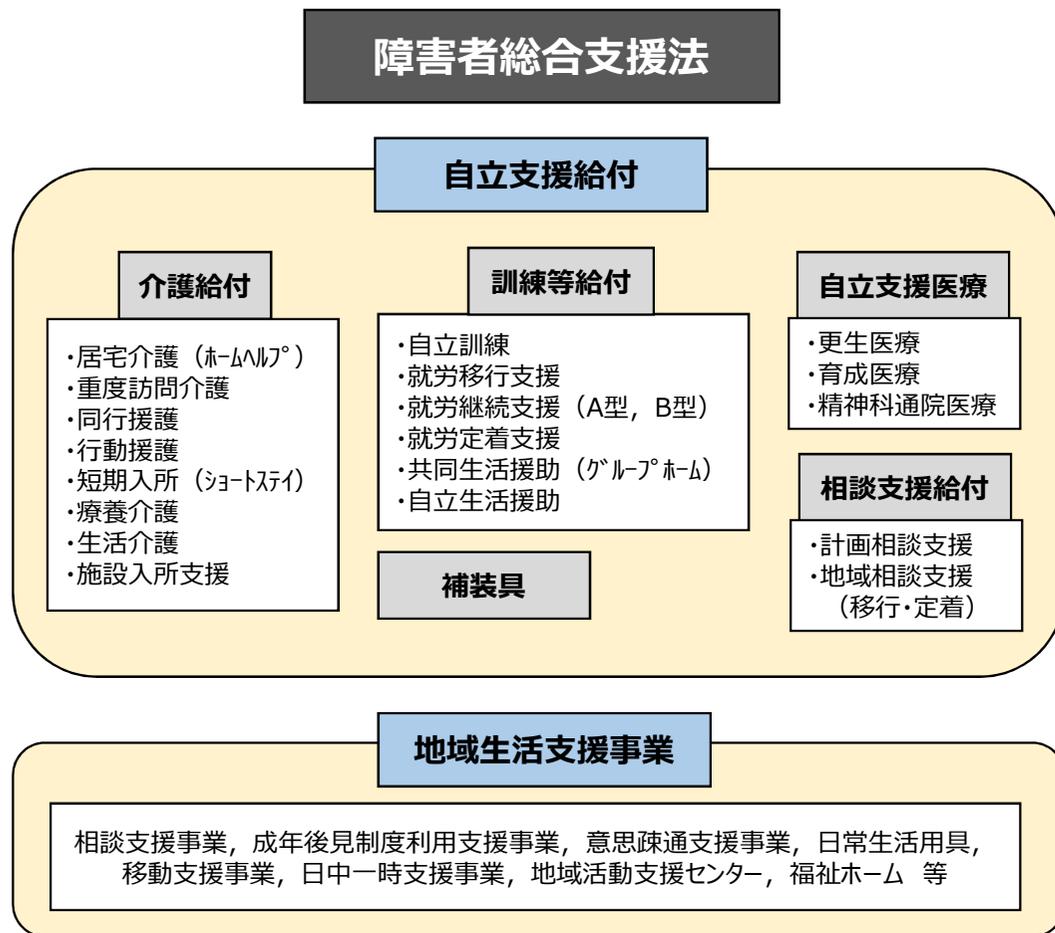
(1) 基本理念

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- ③ 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- ④ 社会参加の機会が確保されること
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ⑥ 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること。

(2) 対象範囲

法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病患者

3 障害児者を対象としたサービス（障害者総合支援法・児童福祉法）



3 障害児者を対象としたサービス（障害者総合支援法）

「障害支援区分」とは？

「障害支援区分」とは障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すもので非該当から区分6までの7段階で認定されます。

認定にあたっては全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。

「障害支援区分」は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

障害支援区分の有効期間は3年間となっており、3年毎の更新が必要となります。

0～18歳未満の児童や、訓練等給付のみの申請の場合は、区分は必要ありません。



3 障害児者を対象としたサービス（障害者総合支援法）

介護給付

種類	支援内容	対象となる障害支援区分
<u>居宅介護（ホームヘルプ）</u>	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上
<u>行動援護</u>	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要時における移動中の介護等を行います。	区分3以上
<u>同行援護</u>	視覚障害により、移動な困難な障害者に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動中の援護等の外出支援を行います。	—
療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5以上
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
<u>短期入所（ショートステイ）</u>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

種類欄に下線があるサービスは18歳未満の障害児も対象

3 障害児者を対象としたサービス（障害者総合支援法）

訓練等給付 ※利用期間や対象年齢等，サービスによって利用条件があります。詳細は障がい福祉課にお問い合わせください。



種類	支援内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を宿泊施設内にて行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型，B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業へ就職された人に，一定期間，就労の継続のために必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談，入浴，排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしに変わった人に，生活面の支援を行います。

地域生活支援事業

種類欄に下線があるサービスは18歳未満の障害児も対象

種類	支援内容
<u>移動支援事業</u>	屋外での移動が困難な障害のある方に対して，地域における自立生活や社会参加を促すことを目的として，外出のための支援を行います。
<u>日中一時支援事業</u>	障害のある方の日中における活動の場の確保や，見守り，社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
<u>訪問入浴事業</u>	在宅で生活をされている重度の身体障害者に対して，訪問によりご自宅にて入浴サービスを行います。
福祉ホーム	家庭内において日常生活を営むのに支障のある方が低額料金で利用できる入居できる入居施設です。

4 障害児を対象としたサービス（児童福祉法）

障害児通所支援

種類	支援内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等に出向き、本人や訪問先のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。

※障害児入所支援に関する相談・決定窓口は児童相談所となります。

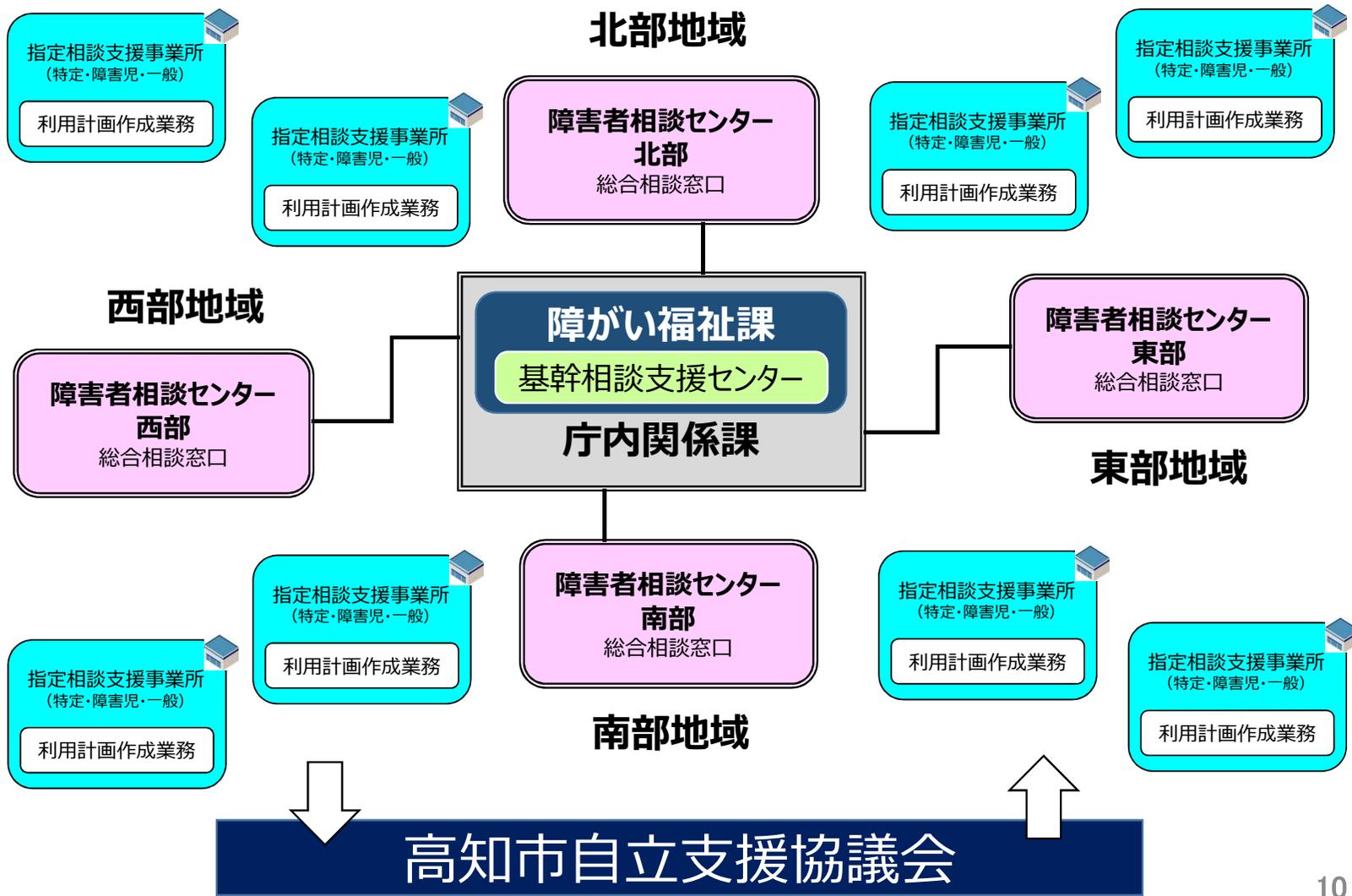


5 高知市の相談支援体制

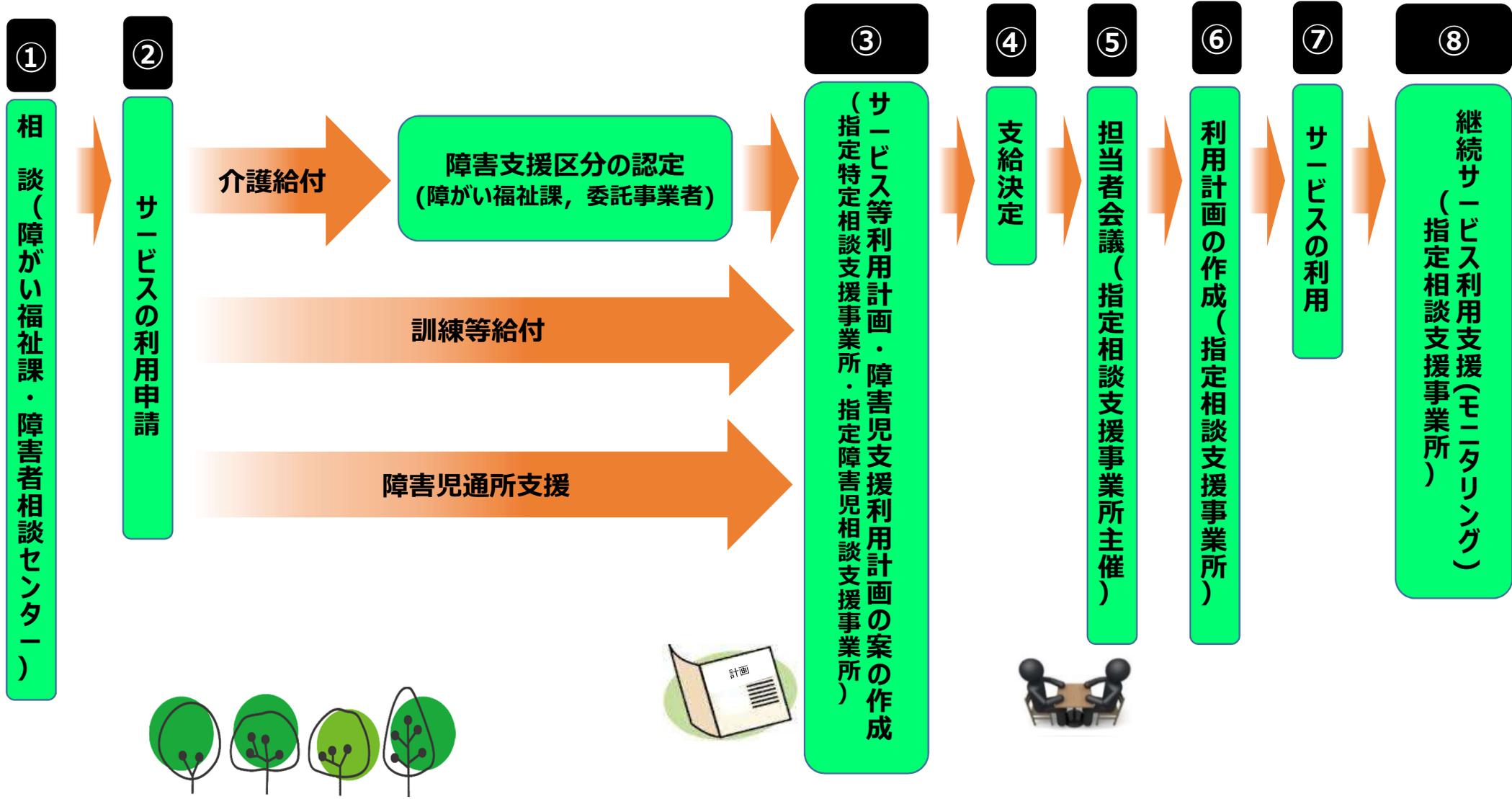
障害者相談支援事業
 4地域に委託 – 障害者相談センター
 ○地域の総合相談窓口
 法第77条第1項第3号

指定相談支援事業所
 R4.6現在40事業所
 ○サービス利用者の計画作成業務
 法第5条第18項

基幹相談支援センター
 (平成31年度障がい福祉課直営)
 ○地域の相談支援体制の強化
 (人材育成・困難ケース支援)
 ○地域ネットワークの構築
 ○自立支援協議会・各検討会の事務局
 ○権利擁護/虐待防止センター
 ○地域移行・地域定着
 ○その他
 法第77条の2



6 サービス利用までの流れ



6 サービス利用までの流れ（申請時の留意点）

障害証明

サービスを利用するにあたっては、障害があることの証明が必要となります。障害等の種別によって、以下のもので確認をします。

● 障害者（18歳以上の者）

- 身体障害…身体障害者手帳
- 知的障害…療育手帳等
- 精神障害・高次脳機能障害…精神障害者保健福祉手帳，医師診断書，自立支援医療受給者証，障害年金受給を証明できるもの
- 発達障害…医師診断書等
- 難病患者…国が定める対象疾患(359疾患)に罹患していることが分かる医師診断書，特定疾患医療受給者証

● 障害児（18歳未満の者）

- 障害者手帳（身体・療育・精神障害者保健福祉手帳）
 - 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ※障害が想定され、支援の必要性が認められる場合は証明書類の提出は不要の場合があります。
難病については、障害者と同様に医師の診断書が必要です。

マイナンバー

マイナンバー法の施行に伴い、サービスの申請・届出の際にはマイナンバー（個人番号）を記入していただく必要があります。その際には、個人番号と身元の確認が必要となりますので、申請等の際には以下のどちらかをお持ちください。

● 個人番号カード（写真入りのため、身元確認もこの1枚で可能）

● 通知カード + 運転免許証など身元確認のできるもの

※代理人が申請等をされる場合は、代理人の本人確認資料と代理権が確認できる資料が必要となりますが、詳細は障がい福祉課地域生活支援室までお問い合わせください。

マイナンバーをお届けいただくことで、従来申請等の際にご提出いただいていた書類等の省略ができることとなりました。ただし、国において未整備な部分もあり、引き続き書類のご提出をいただかなければならないものもありますので、必要書類については障がい福祉課までお問い合わせください。なお、ご提出をお願いする物としては、右記のような物があります。

- 就労収入額の証明書，源泉徴収票等
- 年金証書，振込通知書の写し等，年金受給額の分かる資料
- 特別障害者手当，障害補償給付等を受給している場合，その受給額の分かるもの
- 雇用保険による失業給付，健康保険による傷病手当の受給額の分かる資料
- 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等
- グループホームの家賃証明書



6 サービス利用までの流れ（利用者負担額）

◎所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18・19歳を除く）	本人とその配偶者
障害児（施設に入所する18・19歳含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※20歳未満の施設入所利用者については、食費・光熱水費の実費負担も含めた利用者負担額が、平成18年以前の応能負担と同額の負担となるよう、県独自軽減制度を実施しています。

◎月額負担上限額表

区 分	対象となる人	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税所得割16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	市町村民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市町村民税所得割28万円未満の20歳未満の入所施設利用者	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

◎その他の利用者負担

- ✓ 食事の費用
- ✓ グループホームの家賃・光熱水費
→低所得者は月1万円の家賃助成制度あり
- ✓ 教養娯楽費で利用者が負担すべきもの
- ✓ その他利用者が負担することが適当なもの

事業所の運営規程や重要事項説明書に明記されていますので、十分に説明を受けてください

※サービス費の1割負担が必要です。ただし、ひと月の利用者負担が左記の額に達した場合は、それ以上の負担は不要となり、公費で負担されます。

資料編

介護保険対象者における 障害福祉サービスの利用例

生活保護・介護保険・障害福祉の優先関係

(介護扶助)

ヘルパー
デイサービス
ショートステイ等

■ 介護扶助（H501）で障害者手帳所持者は……障害優先

40～64歳の介護扶助（生活保護受給者）

→ ただし障害福祉で賄えないサービス（例：障害で給付種類のない福祉用具・訪問看護等）の場合、介護扶助が適用

■ 1号及び2号被保険者で介護認定者は……介護優先

→ ただし介護保険にないサービスは障害福祉サービス適用
例：同行援護，行動援護，就労系障害福祉サービス

→ 介護保険で不足するヘルパーの「上乘せ」を用意（要介護4・5）
介護保険で算定されず「障害固有」とみなされる場合

→ 介護保険の貸与で対応できない車椅子（身体上の理由など）

介護＞障害＞生活保護

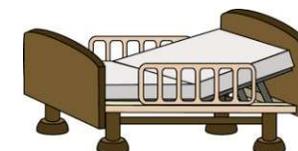
1 上乗せ（ヘルパーに限る）

対象

- ①要介護5、身障手帳肢体不自由1・2級（両上肢・両下肢ともに）の者
- ②独居等の肢体不自由1・2級の者で、要介護4・5の者

※上記①または②を満たし障害支援区分「1」以上

※支給限度額まで介護保険サービスを受け、そのうち訪問介護5割以上



内容

上記①の場合、支給限度額の1.5倍の範囲で上乗せ

上記②の要介護4の場合、ヘルパー8時間程度の上乗せ

※障害の審査会に諮りその判断結果を受け市が決定する

☆高知市の高齢者福祉サービスの手引き 令和4年度版 60ページ

障害ヘルパー
上乗せ

介護保険
支給限度額

2 障害固有（ヘルパーに限る）

対象

- ・介護保険で算定されないサービスで、障害固有のニーズに基づくサービスが必要な障害者（要介護認定を受けている者、非該当の者）
- ・障害支援区分「1」以上

視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・内部障害者・精神障害者・難病患者

内容

例えば（介護保険で算定できない場合に限る）

視覚障害者の定期通院の同行
障害特性からくるコミュニケーション援助
同居家族がいるも、障害固有ニーズ上必要な家事援助……等



☆高知市の高齢者福祉サービスの手引き 令和4年度版 61ページ

3 移動支援（ガイドヘルパー） ※視覚障害者は同行援護

対象

- ①全身性障害者（両上肢・両下肢ともに身障手帳1級）
- ②知的障害者（療育手帳を所持していること）
- ③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を所持していること）
- ④高次脳機能障害・発達障害・難病など（診断書等で障害が確認できること）

内容



社会参加や余暇、手続き等で必要な外出時、ガイドヘルパーが移動の支援を実施。
定期的な通院や買物は介護保険サービスが優先される

☆高知市の高齢者福祉サービスの手引き 令和4年度版 62ページ

4 同行援護（視覚障害者に限る）

対象

視覚障害児者（身障手帳の等級は問わない）

※同行援護アセスメントにより「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかと「移動障害」などの一定の条件を満たすこと



内容



移動支援（視覚以外）
同行援護（視覚のみ）

障害固有

介護保険
支給限度額

視覚障害のみを対象としたサービス。社会参加や余暇、手続き等で必要な外出時、同行援護事業者が移動の支援（誘導や情報提供、付随する介助）を実施

☆高知市の高齢者福祉サービスの手引き 令和4年度版 63ページ

5 就労系障害福祉サービス

対象

- ①身体障害者
 - ②知的障害者
 - ③精神障害者
 - ④発達障害者
 - ⑤難病
- 1) 就労移行支援：65歳未満
 - 2) 就労継続支援A型：新規利用時65歳未満
 - 3) 就労継続支援B型：年齢上限なし

内容



- 1) 就労移行支援：一般就労を目指すための支援
- 2) 就労継続支援A型：雇用契約を結び最低賃金が保障される（雇用型）
- 3) 就労継続支援B型：働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施（非雇用型）

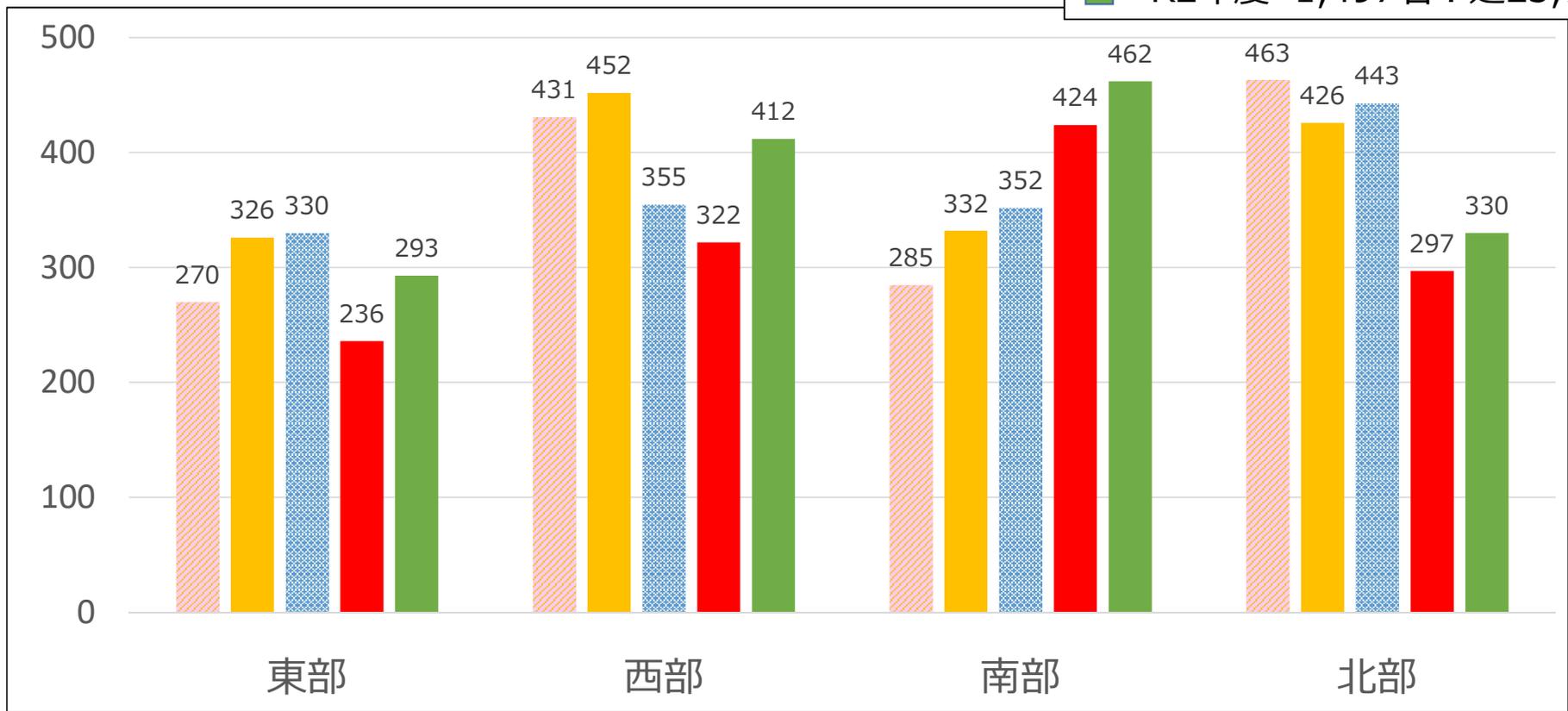
※自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型は暫定支給決定（2ヶ月）

資料編

高知市障害者相談センター 実績報告

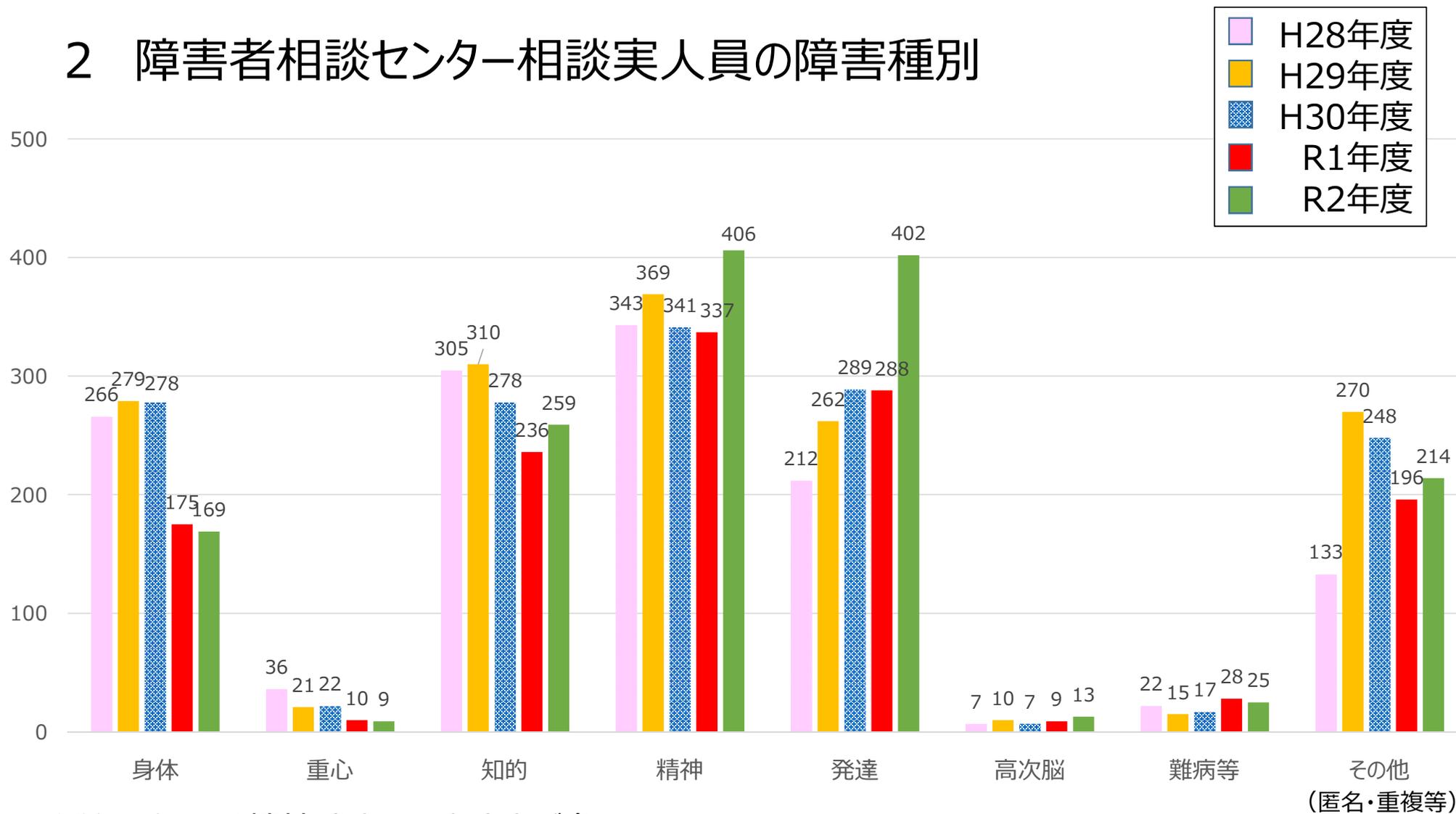
1 障害者相談センター別相談対応実人員

■ H28年度	1,449名	: 延26,692件
■ H29年度	1,536名	: 延31,129件
■ H30年度	1,480名	: 延30,752件
■ R1年度	1,279名	: 延26,278件
■ R2年度	1,497名	: 延23,702件



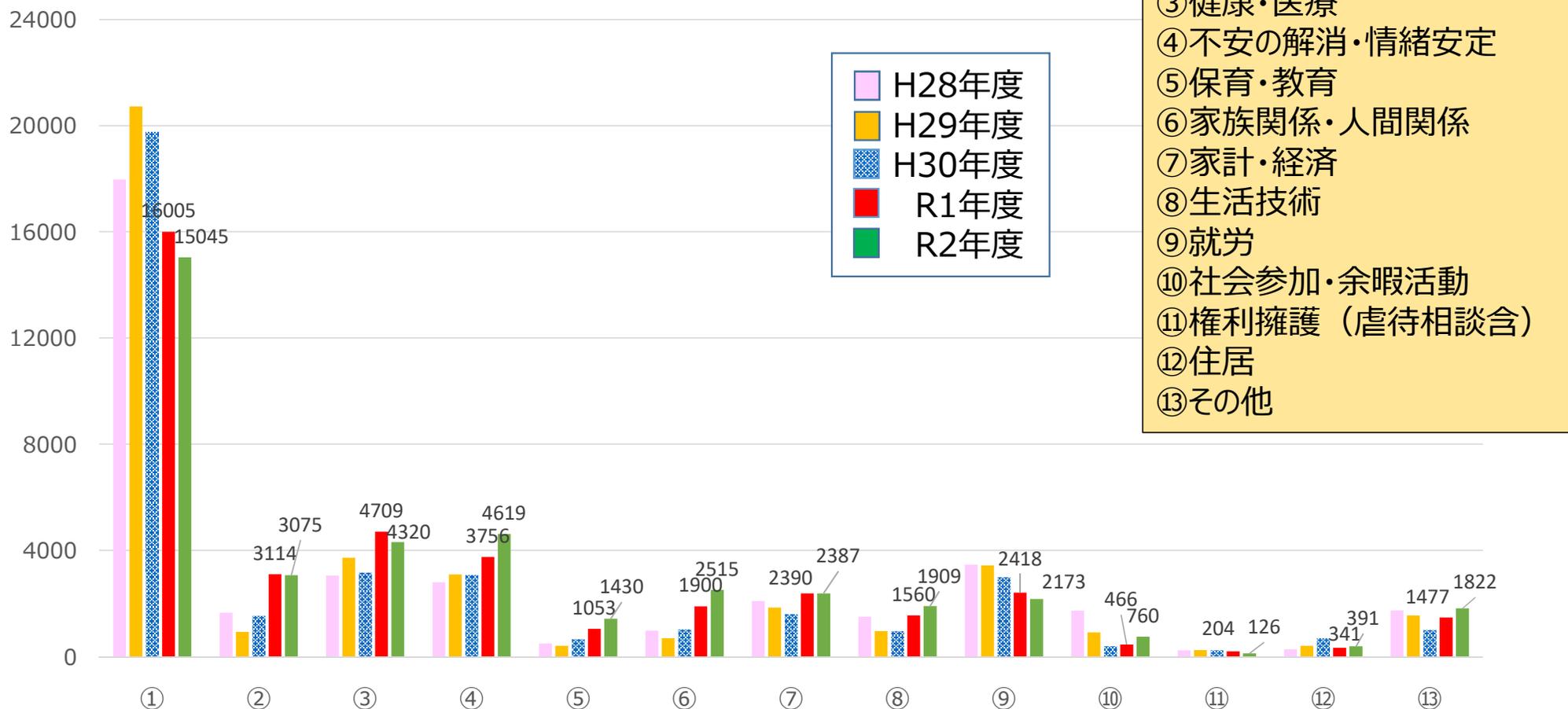
実人員は1,300~1,500名前後で推移

2 障害者相談センター相談実人員の障害種別



近年の傾向は精神障害・発達障害が多い

3 障害者相談センター相談内容内訳（延件数）



- ①福祉サービスの利用等
- ②障害や病状の理解
- ③健康・医療
- ④不安の解消・情緒安定
- ⑤保育・教育
- ⑥家族関係・人間関係
- ⑦家計・経済
- ⑧生活技術
- ⑨就労
- ⑩社会参加・余暇活動
- ⑪権利擁護（虐待相談含）
- ⑫住居
- ⑬その他

「①福祉サービスの利用等」が多くを占める